

令和 7 年 2 月定例会

(2 0 2 5 年)

市議会議案参考資料

(予算常任委員会 健康福祉分科会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ページ 番号	資 料 名	要求委員名		
議案第26号	児 童	5	おひさま相談（5歳発達相談）の実績	玉 井		
議案第26号	児 童	7	吹田第三幼稚園と東保育園の幼保一体化についての検討経過	玉 井		
議案第26号	児 童	8	認定こども園吹田第一幼稚園の園児数推移	玉 井		
議案第26号	児 童	9	防犯カメラの公開に関する基準	玉 井		
議案第26号	児 童	11～12	令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）に開発審査室に申請のあった集合住宅及び戸建て住宅の小学校区域別の戸数	有 澤		
議案第26号	児 童	13	認定こども園吹田第一幼稚園 1号認定児の募集定員及び申込者数	有 澤		
議案第26号	児 童	14	東保育園在園児の居住地の内訳	有 澤		
議案第26号	児 童	15	吹田第三幼稚園地域別累計園児数（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））	有 澤		
議案第26号	児 童	17	ねんねナビの利用提案に至る経緯の詳細	矢 野		
議案第26号	児 童	19～20	児童会館運営事業における入退館システムの概要	矢 野		
議案第26号	福 祉	21～31	障がい福祉関係における「廃止・縮小」及び「拡充」した事業について、実態や要望などを受けて決定した経過の詳細	玉 井		
議案第26号	福 祉	32～41	手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針に基づく各室課での現時点での取組と今後の計画	玉 井		
議案第26号	福 祉	43～45	重層的支援体制整備事業に組み込まれる事業一覧	玉 井		
議案第26号	福 祉	47	市が一時的な施設入所を手配した件数及び毎回入所調整が難航する詳細な内容	玉 井		
議案第26号	福 祉	48	福祉人材確保事業の拡充内容	玉 井		
議案第26号	健康医療	49	国立健康・栄養研究所との連携による健康的で持続可能な食環境づくりの内容	矢 野		
議案第26号	健康医療	51	令和7年度（2025年度）高齢者带状疱疹ワクチン定期接種の詳細について	矢 野		
議案第37号	健康医療	52	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の返還の内訳が分かる資料	矢 野		

おひさま相談（5歳発達相談）の実績

1 実施件数

単位：件

年度	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	※ 令和6年度 (2024年度)
実施件数	252	281	273

※ 令和7年（2025年）1月末現在

2 年齢内訳

単位：人

年度	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
4歳児	51 (20%)	83 (30%)	67 (25%)
5歳児	201 (80%)	198 (70%)	206 (75%)
計	252	281	273

3 おひさま相談までの支援の経過

単位：人

年度	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
支援の経過なし	108 (43%)	137 (49%)	151 (55%)
支援の経過あり	144 (57%)	144 (51%)	122 (45%)
計	252	281	273
支援の経過の内容(重複あり)			
すこやか健診	121 (48%)	114 (41%)	106 (39%)
バンビ親子教室	32 (13%)	37 (13%)	32 (12%)
コアラ親子療育教室	3 (1%)	2 (0.7%)	8 (3%)
パンダ親子療育教室	23 (9%)	23 (8%)	21 (8%)
児童発達支援事業所	32 (13%)	36 (13%)	49 (18%)
医療機関（発達の相談）	14 (6%)	18 (6%)	16 (6%)

4 児童の所属

単位：人

年度	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
私立幼稚園	119 (47%)	130 (46%)	120 (44%)
市立幼稚園	38 (15%)	43 (15%)	36 (13%)
他市の幼稚園	12 (5%)	24 (9%)	8 (3%)
私立保育所	38 (15%)	41 (15%)	71 (26%)
市立保育所	44 (17%)	37 (13%)	35 (13%)
在籍無し	1 (0.3%)	2 (0.7%)	-
他（無認可保育所等）	-	4 (1%)	3 (1%)
計	252	281	273

吹田第三幼稚園と東保育園の幼保一体化についての検討経過

1 従前から吹田第三幼稚園の園児数減少と市立東保育園の園舎老朽化への対応の必要性を課題として認識

(1) 吹田第三幼稚園

園児数推移(各年5月1日時点)

令和2年(2020年): 31人

令和3年(2021年): 21人

令和4年(2022年): 20人

令和5年(2023年): 19人

令和6年(2024年): 11人

(2) 東保育園

吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画(令和3年(2021年)3月策定)において、建物が老朽化しているため、優先的に方向性等の検討を行う施設として位置づけ

2 令和6年(2024年)4月～

(1) 吹田第三幼稚園の園児数が確定したため、吹田第三幼稚園のあり方を保育幼稚園室内で検討

(2) 関連部局と東保育園の大規模修繕での対応が可能かの検討開始

3 令和6年(2024年)10月

(1) 令和7年度(2025年度)の園児募集の申込状況から、翌年度においても園児数の増加が見込めない状況であることを確認

(2) 公共施設最適化推進委員会において、吹田第三幼稚園及び東保育園の状況や東保育園の改修案を示し、吹田第三幼稚園と東保育園の統合、幼保連携型認定こども園化の方向性を確認

4 令和7年(2025年)1月

令和7年度(2025年度)当初予算に係る実施計画・予算の承認

5 令和7年(2025年)2月

令和7年2月定例会に関連予算の提案

認定こども園吹田第一幼稚園の園児数推移

歳児	区分	→認定こども園						単位：人			
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
3歳	1号			10	11	11	9	10	10	7	9
	2号			5	2	13	12	15	11	17	7
	計			15	13	24	21	25	21	24	16
4歳	1号		14	16	11	15	15	14	14	9	11
	2号			2	7	8	13	14	14	15	16
	計		14	18	18	23	28	28	28	24	27
5歳	1号		18	10	15	9	14	14	11	12	9
	2号			2	3	8	14	15	18	15	18
	計		18	12	18	17	28	29	29	27	27
合計			32	45	49	64	77	82	78	75	70

※各年度5月1日現在

防犯カメラの公開に関する基準

1 画像の提供

- (1) 各施設に設置する防犯カメラの画像及び記録媒体について、設置目的の範囲を超えての目的外利用及び第三者への外部提供を行わない。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）第69条第2項各号の規定に基づき目的外利用及び外部提供しようとするときは、利用目的、根拠法令、利用する記録範囲及び利用形態等について書面で確認した上で、その必要性を判断する。

2 目的外利用及び外部提供を認めるとき

（個人情報保護法第69条第2項）

前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認められるときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)に開発審査室に申請のあった集合住宅及び戸建て住宅の小学校区域別の戸数

()内は申請件数

	岸部第一小学校区域			岸部第二小学校区域			吹田第一小学校区域		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
戸建て住宅 (長屋含む) (A)	(36件) 36戸	(43件) 43戸	(30件) 30戸	(15件) 15戸	(24件) 24戸	(12件) 12戸	(13件) 13戸	(13件) 13戸	(21件) 21戸
共同住宅	(12件) 172戸	(12件) 187戸	(9件) 102戸	(6件) 27戸	(1件) 15戸	(2件) 21戸	(4件) 118戸	(3件) 38戸	(7件) 227戸
家族向け(B)	13戸	36戸	21戸	10戸	14戸	9戸	89戸	0戸	22戸
小世帯 (C)	41戸	7戸	3戸	17戸	1戸	0戸	1戸	9戸	17戸
単身者向け	118戸	144戸	78戸	0戸	0戸	12戸	28戸	29戸	188戸
合計	208戸	230戸	132戸	42戸	39戸	33戸	131戸	51戸	248戸
うち (A+B+C)	90戸	86戸	54戸	42戸	39戸	21戸	103戸	22戸	60戸

	吹田第三小学校区域			吹田第六小学校区域			吹田東小学校区域		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
戸建て住宅 (長屋含む) (A)	(50件) 51戸	(39件) 41戸	(45件) 45戸	(25件) 29戸	(31件) 34戸	(17件) 17戸	(21件) 21戸	(19件) 19戸	(19件) 19戸
共同住宅	(4件) 19戸	(10件) 170戸	(11件) 110戸	(5件) 42戸	(6件) 54戸	(5件) 50戸	(2件) 19戸	(2件) 24戸	(4件) 36戸
家族向け(B)	3戸	38戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	6戸
小世帯 (C)	16戸	48戸	6戸	6戸	3戸	3戸	0戸	0戸	3戸
単身者向け	0戸	84戸	104戸	36戸	51戸	47戸	18戸	24戸	27戸
合計	70戸	211戸	155戸	71戸	88戸	67戸	40戸	43戸	55戸
うち (A+B+C)	70戸	127戸	51戸	35戸	37戸	20戸	22戸	19戸	28戸

	千里第一小学校区域				片山小学校区域			山手小学校区域		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
戸建て住宅 (長屋含む) (A)	(48件) 57戸	(44件) 44戸	(33件) 33戸		(30件) 30戸	(24件) 27戸	(14件) 14戸	(7件) 7戸	(11件) 11戸	(4件) 4戸
共同住宅	(4件) 131戸	(3件) 42戸	(6件) 83戸		(2件) 125戸	(6件) 99戸	(3件) 42戸	(3件) 48戸	(3件) 27戸	(1件) 9戸
家族向け(B)	3戸	10戸	51戸		104戸	4戸	0戸	0戸	0戸	0戸
小世帯 (C)	9戸	12戸	2戸		0戸	15戸	6戸	0戸	0戸	9戸
単身者向け	119戸	20戸	30戸		21戸	80戸	36戸	48戸	27戸	0戸
合計	188戸	86戸	116戸		155戸	126戸	56戸	55戸	38戸	13戸
うち (A+B+C)	69戸	66戸	86戸		134戸	46戸	20戸	7戸	11戸	13戸

※ 令和6年度(2024年度)の住宅戸数(件数)は令和7年(2025年)1月末時点

※ 家族向け住宅は55㎡以上、小世帯住宅は55～40㎡、単身者向け住宅は40㎡未満

認定こども園吹田第一幼稚園 Ⅰ号認定児の募集定員及び申込者数

(単位：人)

年齢	募集定員 (定員)	一次募集時（10月）の申込者数							
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
3歳児	10 (10)	18	25	28	16	21	18	20	8
4歳児	5 (15)	17	1	5	6	4	5	2	2
5歳児	若干名 (15)	0	3	0	2	0	1	0	1

東保育園在園児の居住地の内訳

(単位:人)

歳児 区域	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
JR以南地域	6	9	12	16	15	18	76
片山・岸部地域	0	3	6	7	3	6	25
その他	0	1	0	0	0	0	1
合計	6	13	18	23	18	24	102

※令和6年(2024年)4月1日時点

吹田第三幼稚園地域別累計園児数（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））

（単位：人）

地域	人数
JR以南地域	62
片山・岸部地域	2
その他	1
合計	65

ねんねナビの利用提案に至る経緯の詳細

時 期	経 緯
令和5年度 (2023年度)	○【国】母子健康手帳の様式改正 ・母子健康手帳改正にあたり、乳幼児の睡眠での困りごとや保護者自身の睡眠に関する問診項目が追加
	○総務部で育児休業中等職員を対象にねんねナビトリアル実施（令和6年3月まで）
	○【国】「健康づくりのための睡眠ガイド2023」公表 ・健康日本21（第三次）の推進にあたり、睡眠の役割や幼児期における睡眠課題等について示される。
令和6年度 (2024年度)	○令和5年度（2023年度）の乳幼児健診の問診結果の把握 ・就床時刻が午後10時以降の幼児の割合が1歳6か月児健診受診児の19.9%、3歳児健診受診児の34% ・1歳6か月児健診受診児の保護者のうち、15.7%が「睡眠について気になる（極端に寝つきが悪い、何度も起きる、夜泣き等）」と回答
	○他市等での取組について情報収集 ・ねんねナビトリアルの結果の共有 ・令和4年度（2022年度）から石川県加賀市でねんねナビの導入を把握 ・令和6年度（2024年度）からねんねナビを導入した徳島県鳴門市へのヒアリングを実施
	○令和7年度（2025年度）当初予算に係る事業計画（案）の作成
令和7年（2025年）2月定例会に次年度予算案として計上	

児童会館運営事業における入退館システムの概要

1 導入の目的

- (1) 利用者の利便性の向上
- (2) 事務作業の時間の削減
- (3) 子供と接する時間の確保

2 導入施設

11 館

(千里丘、朝日が丘、五月が丘、南吹田、原町、山田西、竹見台、豊一、寿町、千里山竹園、日の出町)

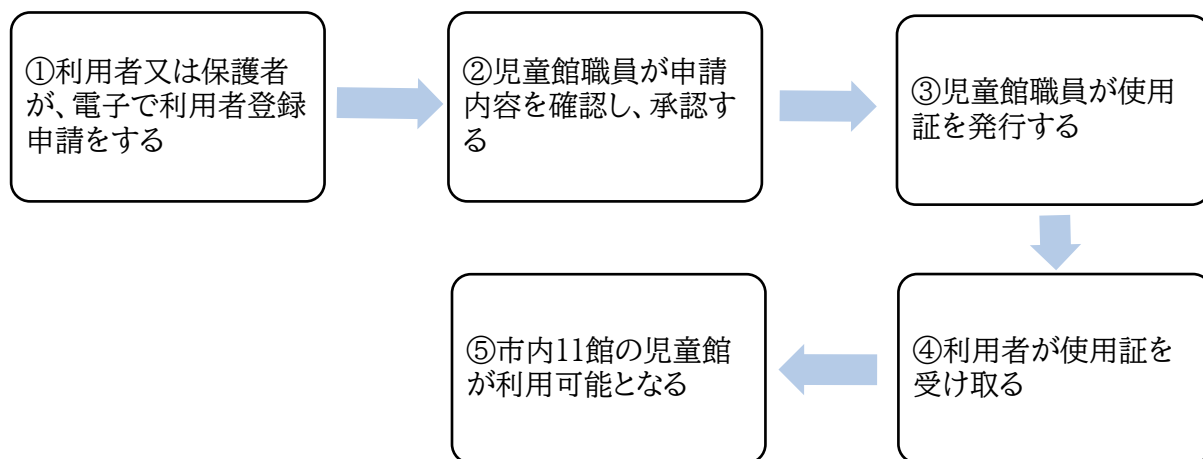
※ 北千里児童センターは、複合施設内の図書館の図書カードとの併用による利便性が高いため、本システムは導入せず、引続き図書カードでの入退館処理とします。

3 システムの機能と効果

システム導入により、児童館職員が子供と接する時間が確保でき、子供にとって安心・安全な居場所の提供につながります。

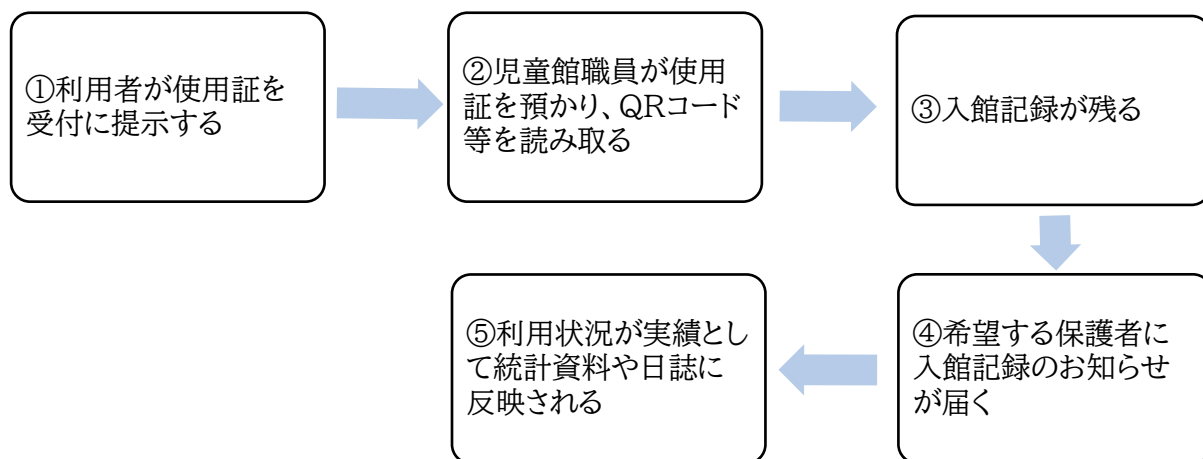
機能	業務改善の効果	市民の利便性向上の効果
(1) 利用者登録（使用証発行）に係る申請の電子化 （申請書の提出→電子申請）	・ 申請受理（窓口）の効率化 ・ 登録者名簿等の自動作成 ・ ペーパレス化	・ いつでも・どこでも申請が可能 ・ 手書き不要
(2) 共通使用証の発行 （各館で発行→共通化）	・ 複数館利用者の使用証発行処理の省力化	・ 複数館利用の手続きの省力化 ・ 使用証管理の簡素化
(3) 入退館お知らせ機能 （入退館時に保護者への通知機能を新たに付加）	・ 問合せ対応等の軽減	・ 子供・保護者の安心の確保
(4) 利用状況を自動集計 （手作業→自動化）	・ 日誌や集計資料の作成時間の短縮 ・ 利用状況などの詳細な分析が可能	—

4 利用者登録申請の流れ

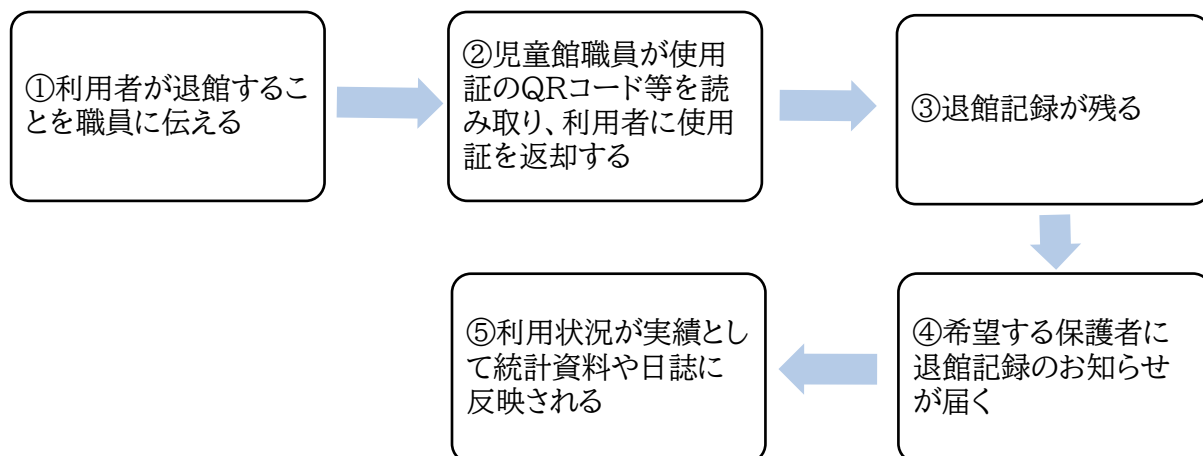


5 入退館処理の流れ

(1)入館時



(2)退館時



障がい福祉関係における「廃止・縮小」及び「拡充」した事業について、実態や要望などを受けて決定した経過の詳細

- 1 重度障害者通所型障害福祉サービス事業【縮小】、強度行動障害者受入れ補助【拡充】、精神障害者居宅介護受入れ補助【拡充】、医療的ケア者受入れ促進事業補助【拡充】

令和 4 年度（2022 年度）

8～9 月	他市（北摂・中核市） 通所型障害福祉サービスの利用日数等に関する調査 ・過去 3 年間のサービス種別ごと延べ利用日数の推移 ・過去 3 年間の人員配置体制加算の取得事業所数の推移 ・重度障がい者の受入れ促進のための補助制度の有無
11 月	他市（北摂・中核市） 精神障がい者の受入れ促進のための補助制度に関する調査

【主な検討事項】

- ア 現行制度の課題として、重度者の定義が国制度とは異なることの整理が必要。（※）
また、補助金があることにより、国の人員配置体制加算の取得を控えることが可能な仕組みとなっている。
- （※）国制度では、障害支援区分 4 と障害支援区分 5 及び 6 では、必要とされる人員配置の人数が異なる。
- イ 重度障がい者（障害支援区分 5 及び 6）の延べ利用日数の割合や伸び率が、他市に比べて高いとは言い切れない。
- ウ 重度障がい者関連の補助金に関し、令和 5 年度（2023 年度）での創設に向けて検討している、医療的ケア者受入れ補助との整理が必要。
- エ 重度障がい者と精神障がい者の受入れ促進を、同一の制度で行っていることについて整理が必要。
- オ 加配職員の人件費への補助としていることで、毎月の賃金支払い明細や事業所全体の勤務実績の提出が必要であり、事業所にとって、事務の煩雑さが負担となっている。
- カ 事業所の実績報告から、補助金の効果として、手厚い人員体制により、対象となる障がい者の処遇の充実が図られていることが見て取れる。

令和5年度（2023年度）

4～11月	令和4年度（2022年度）に実施した他市状況の調査結果等を受け、令和6年度（2024年度）の障害福祉サービス等報酬改定の状況も踏まえ、令和7年度（2025年度）に制度の見直しを行うことを検討 【主な検討事項】 - ア 補助要件の見直し（重度者の定義の検討） - イ 補助スキームの見直し（通所日数に応じた補助の可能性） - ウ 医療的ケア者や強度行動障がい者の受入れ促進の可能性 - エ 対象サービスの拡大の可能性 - オ 現行の補助対象事業所に対する影響額の試算
9月	吹田市医療的ケア者受入れ促進事業を創設 ・対象者の範囲が重複しているため、吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業との重複申請は不可とする。
11月	吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会員が所属する事業者に関する人材確保・定着・養成についてのヒアリング 【障がい特性による対応の課題に関して】 ・精神障がいの利用者のキャンセルが特に多く、体調不良が理由であれば、利用者へのキャンセル料の請求ができない。 ・障害福祉サービス等報酬も請求できないが、当日キャンセルの場合は、居宅介護事業所はヘルパーへの報酬を支払う必要があり、事業所の負担となっている。 ・日常的かつ断続的に発生する業務であるため、精神障がいの利用者のキャンセルの実態や電話対応にかかる時間等を記録しておくことは困難。
1～3月	吹田市障がい福祉サービス日中活動事業所連絡会役員会及び全体会において、見直しの方向性及びスケジュールを説明 【見直しの方向性】 - ア 国の動きから、障害支援区分4から6の受入れに対応した補助の継続は困難。 - イ 重度障がい者の受入れ推進の効果を測る方法としては、強度行動障がいや医療的ケア者の受入れに対応する制度がわかりやすい。 - ウ 対象サービスを日中活動系サービス以外にも広げることや、地域生活支援拠点の面的整備とも合わせて検討する（見直しではなく、制度再構築の可能性）。 - エ 精神障がい者の受入れは進んでおらず、現行制度の継続も含め効果的な仕組みを模索する。 【見直しのスケジュール】 令和7年（2025年）4月での制度見直しに向けて検討を進める。

3月	強度行動障がい又は精神障がい者を受け入れている事業所へのヒアリング (生活介護 11 か所、就労継続支援B型 3 か所、自立訓練 2 か所、 共同生活援助 1 か所 : 計 17 か所) 【主な聞き取り内容】 ア 強度行動障がい ・送迎が特に大変であり、他害行為や飛び出しもあるため、添乗員が必要。また、送迎にあたり、個別対応が必要。 ・施設として広い空間、個室、複数のトイレが必要。 ・サービス運用の中では、午前中は事業所内で過ごした後、午後からは外出できる利用者は施設外に出かける等して、空間を確保している。また、他害行為のある利用者には、1 : 1 での支援を行っている。 ・支援者が疲れてしまうため、定期的な配置換えや丁寧な引継ぎが必要。 イ 精神障がい者 ・利用予定人数に合わせて人員を配置しているが、当日キャンセル（休み）が多く、人件費が赤字になる。また、体調不良により何日間も休みが続く利用者が多い。 ・連続した休みから復帰された際は個別面談等を行うが、複数での対応が必要となる。 ・障がいの特性により、支援者に過度に依存される傾向があるが、サービス提供時間外の電話対応については事業所により扱いが異なる。 ウ 高次脳機能障がい ・高次脳機能障がいと診断できる医療機関がほとんどない。 ・脳卒中から高次脳機能障がいとなられた場合、身体障がい者手帳のみを取得される方も多いが、記憶障がいや注意障がい等に対する周囲の理解を得ることが難しく、支援のノウハウがある事業所も限られている。
----	---

令和6年度（2024年度）

4月	令和6年度（2024年度）障害福祉サービス等報酬改定 【主な内容（生活介護）】 ・基本報酬について、これまでの「障害支援区分ごと」、「利用定員規模ごと」に加え、「サービス提供時間ごと」に関しても細やかな単価を設定 ・従業者の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数について、サービス提供時間を考慮するよう、算出方法を変更 ・重度障がい者の受入れに関する加算を拡充（人員配置体制加算、重度障害者支援加算） 吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業について、報酬改定を受け、国制度と重複する部分（人員配置体制加算の拡充部分）を補助対象外へ（要領改正）
----	---

6 月	令和 6 年度（2024 年度）報酬改定の影響、利用者受入れにかかるアンケート調査 回答：33 か所／33 か所 （生活介護 26 か所、就労継続支援 B 型 5 か所、自立訓練 2 か所） 【主な調査結果】 ・報酬改定により、報酬が「上がった」は 20 か所、「変わらない」は 8 か所、「下がった」は 5 か所。 報酬が下がった事業所は、今後、営業時間の見直しや加算の取得を検討中と回答した事業所が多い。 ・強度行動障がいを受入れている事業所のうち、送迎車両を増やしたい事業所は 15 か所。他に、増やしたいが運転手の確保ができない事業所は 8 か所。 ・強度行動障がいの受入れに必要な備品は、広い空間・個室・イヤーマフ等。 ・当日キャンセルについて、重度障がい者（障害支援区分 4 から 6）を受入れる事業所は 10 日以下/月が最も多い。精神障がい者を受入れる事業所は 20 日以上/月が最も多い。利用者の当日キャンセルで困る点は、電話対応やそれに係る人件費に報酬が出ないこと。
	報酬改定後の障害福祉サービス等報酬の請求状況を確認 ・補助対象事業所の 1 月あたりの報酬は、令和 5 年（2023 年）4 月に比べ、令和 6 年（2024 年）4 月の請求額は約 29,000 千円の増。 （重度障がい者受入れ事業所：約 25,000 千円、 精神障がい者受入れ事業所：約 4,000 千円） ・人員配置体制加算の取得は、報酬改定前の 13 か所に対し、令和 6 年（2024 年）6 月時点の取得事業所数は 22 か所。
	吹田市障がい福祉サービス日中活動事業所連絡会役員会において、報酬改定の影響について意見交換 【主な意見】 ア 報酬改定の影響及び対応 ・報酬改定により、多くの事業所で障害福祉サービス等報酬は増額した。 ・（開所時間を延長した事業所） 開所時間延長や加算取得のための事務負担等の増で、時間外勤務ありきの勤務体制となっており、今後、何らかの対策が必要。また、報酬増分をスタッフの時間外手当等に還元しているため、利益は増えていない。 ・（開所時間を延長しなかった事業所） 報酬改定により減収となった。スタッフの負担を考え、研修を受講し重度障害者支援加算を取得するまでの間、当面の減収はいたしかたないと判断した。 ・研修の受講に関して、人材不足により、思うようには受講できない状況もある。 ・人員配置体制加算ⅠからⅢは、重度障がい者の割合も要件であるため、利用者の状況により、予定していた 1 月分の収入が大幅に減額となる仕組みとなっている。

6月	イ 重度障がい者・精神障がい者の受入れについて ・強度行動障がいのある利用者は、送迎にあたって、運転手とは別に添乗員が必要。車両の修繕にかかる費用等の負担もある。 ・送迎の際は、添乗員の他に支援員はいないため、運転手であっても障がい特性への理解は必要。送迎の外部委託を検討したが、その条件がクリアできず断念した。 ・重度障がい者への対応は経験が必要だが、対応できる職員の確保が難しい。職員の経験年数が浅いことにより、支援をどうしていくかの話を深めることができない。長く勤められる環境づくりに関し、市の今後の人材確保策を期待している。 ・精神障がい者に関しては週5日通う人が多くなく、20人定員の事業所に60人が登録している。それぞれに個別支援計画を作成しなければならず、精神障がい者への対応ならではの事務負担がある。
7月	吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業の見直しの方向性及び今後の進め方について副市長協議
8月	吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業の見直しにかかる事業所意見交換会 当日参加：21 か所（生活介護 19 か所、就労継続支援B型 2 か所） 後日文書による意見：5 件 【見直しの方向性】 ア 重度障がい者の受入れについて、国制度で対応された部分は補助対象外とする。 イ 精神障がい者の受入れについては今後も人件費補助として残す。高次脳機能障がいに関し、精神障がいとして柔軟に補助対象とできるように調整する。 ウ 第7期吹田市障がい福祉計画に基づき、強度行動障がい・重症心身障がい者はさらなる受入れの促進策の検討が必要。 エ 吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金の備品購入費補助メニューの対象を強度行動障がい者にも広げる。 【主な意見】 ・現行のスキームより、以前のような通所日数に応じた補助の方がわかりやすい。 ・送迎について、支援員が兼務していることが大半であり、送迎にかかる人件費を特定することは難しい。按分等するのであれば事務負担に懸念がある。 ・強度行動障がいのある利用者について、送迎を個別対応としていても、添乗員は不要な方もいる。 ・医療的ケア者受入れ促進事業の要件である常勤看護職員配置加算取得かつ看護職員を常勤で2人以上配置は、新規で立ち上げる際にはハードルが高い。 ・既存施設の改修費補助よりも、家賃補助の方がよい。 ・障がい者の重度化・高齢化が課題となっている。他のサービスへの支援も検討してほしい。

9 月	強度行動障がいのある利用者の送迎にかかるアンケート調査 回答：8 か所／17 か所（生活介護） 【主な調査結果】 ・全ての事業所で、支援員がドライバーを兼務している（3～15 人/か所）。兼務とは別に、専属ドライバーのいる事業所は3 か所。 ・送迎にかかる時間は2～4 時間/日が多い。 ・所有する車両の台数は3～8 台/か所。
9～12 月	吹田市重度障害者通所型障害福祉サービス事業の最終的な見直し案を検討 吹田市医療的ケア者受入れ促進事業の補助要件の緩和を検討 精神障がい者の受入れについて、居宅介護の状況を確認・分析し、制度創設を検討 ・主たる障がい種別の障害支援区分は、身体障がい区分5 及び6 が8 割であることに対し、精神障がいは区分2 及び3 が7 割。 ・障がい種別による受入れ事業所数に偏りはないが、一定規模の人数の精神障がい者を受入れている事業所は限られている。
12 月	精神障がい者の居宅介護受入れ補助の創設について、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会員に対するヒアリング（1 か所） 【主な聞き取り内容】 ・当日キャンセルのうち8 割は精神障がいの利用者であり、1 日3 件程度、1 月で100 件程度発生している。ある程度キャンセルを見越して配置をしておき、キャンセルが発生したら、予定していたヘルパーに訪問先を変更してもらう等の調整が必要となる。 ・精神障がいの標準利用可能時間で一番多いのは身体介護中心1～1.5 時間の区分。本人の体調不良により共に家事が行えない場合、家事援助中心に切り替えることも想定して支給決定されているため、その際は、報酬単価が下がる。 ・普段対応しているヘルパーが交替するときは、複数のヘルパーを派遣して引き継ぐことは必須だが、障がいの特性により、引継ぎに長期間を要することがある。その際は、2 人目以降のヘルパーの人件費は事業所の負担となる。
2 月	令和7 年度（2025 年度）当初予算案において、見直しを提案

2 障がい福祉分野のしごとの魅力発信業務【拡充】

令和4年度（2022年度）

4月	障がい福祉室のホームページに障がい福祉分野の就職ナビのページを新設 ※ 令和3年度（2021年度）に吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会（ワーキング）等に協力を依頼し、内容を検討。
7～8月	大学連携推進協議会において、障がい福祉分野に対する理解の醸成及び就職先の一選択肢となり得るかどうかについて市内大学と意見交換。
8月	吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会において取組を報告。
11～12月	障がい福祉分野を知ってもらう取組として、大阪学院大学で課題解決型講義を実施。課題解決の取組について学生から発表。 ・障がい者のことを知る機会がない。情報が得られない、授産製品のことをそもそも知らない等の意見が出た。

令和5年度（2023年度）

4月	関西大学で障がい福祉施策について講義。授業後に学生からのフィードバック受領。 ・これまで障がい福祉について学ぶ、知る機会が少なかったとする意見が多く見られた。
6～7月	第7期吹田市障がい福祉計画策定に向けた事業所ヒアリング調査（書面）を実施 回答：108事業所 ※ 令和4年度（2022年度）に吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会（ワーキング）等に協力を依頼し、調査内容を検討。
8月	吹田市障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金活用事業所に対し、人材確保及び定着の状況をヒアリング（2事業所/2事業所） 【主な聞き取り内容】 ・障がい福祉のしごとのイメージが変わるようなきっかけ等がないと、人材確保は難しいのではないかと。 ・専門性が必要な仕事であることをもっとわかってもらえたらよいと感じる。
	吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会を開催
10月	吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会（ワーキング） 【関連する主な意見（第7期吹田市障がい福祉計画（素案）について）】 ・人材確保について、そもそも絶対数が足りていないので、「重度障がい者に対応する」という1ランク上の話ではなく、もっと根本的に人材確保に向けた取組みを計画に記載してほしい。 ・居宅介護事業所等では、スタッフが不足することにより、ニーズが集中する時間帯や夜間帯の利用を断らざるを得ない状況が生まれている。 ・事業所としては、性別も年齢も関係なく、どんな人でも来てほしい。
11月	吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会を開催

11 月	吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会委員に対し、人材確保及び定着の状況をヒアリング（4人） 【主な聞き取り内容】 ・新卒の採用が難しくなっている。 ・学生のアパートは後輩などを継続して連れて来てくれる。 ・まず障がい福祉の魅力を伝え、他職種と並んだときにどう選んでもらうかが大切と感じる。
12 月	吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会を開催 ・第7期吹田市障がい福祉計画（案）において、「国・大阪府との連携及び大学連携による障がい福祉分野の魅力発信の取組み」を記載。
12～1 月	吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）素案に対するパブリックコメント実施
1～2 月	大学連携推進協議会において、障がい福祉のしごと及び「障がい福祉分野の就職ナビ」のページを紹介

令和6年度（2024年度）

5 月	関西大学で障がい福祉施策について講義。授業後に学生からのフィードバック受領。 ・昨年度同様、これまで障がい福祉について学ぶ、知る機会が少なかったとする意見が多く見られた。
5～6 月	市内障害福祉サービス等事業所における人材確保に係る調査 回答：103 事業所/279 事業所（回答率 36.9%）
7 月	調査結果及び今後の障がい福祉分野の人材確保策の方向性について副市長協議 【主な調査結果】 ・サービス種別ごとに求める性別・年齢層、人材が異なる。 ・サービス募集人数に対して、そもそも応募が少なく、良質な人材確保が難しい状況となっている。 ・事業所の努力だけでは確保できない不足数を約 300 人と推計。 ・事業所が市に期待することとして、障がい福祉分野の仕事を幅広い年代に周知することや障がい福祉分野の仕事のイメージアップ等の意見があった。 【今後の方向性】 ア 若年層の獲得 イ 定着支援（定着が新たな確保を生む） ウ 障がい福祉分野を「知ってもらう」取組みを行う
7～9 月	今後の障がい福祉分野の人材確保策の検討
9～10 月	今後の障がい福祉分野の人材確保策の取組みについて副市長協議
11 月	市内障害福祉サービス等事業所における人材確保に係る調査（追加実施） 回答：81 事業所/270 事業所（回答率 30.0%） 【主な調査結果】 ・法人規模として、従業員 50 人以下が 63%であり、中小規模の事業者が多い。 ・事務を専門とする事務員がいない事業所は 63%。

9～12月	令和7年度（2025年度）の障害福祉サービス等人材確保・養成事業において、 障がい福祉分野のしごとの魅力発信業務を創設することについて検討
2月	令和7年度（2025年度）当初予算案において、拡充を提案

3 日常生活用具（排泄管理支援用具）基準額の見直し【拡充】

令和5年度（2023年度）

8月	「日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具に関する要望書」提出 ：公益社団法人 日本オストミー協会（ストーマ造設者（人工肛門保有者）等により組織） 主旨： 他市における基準額の増額状況を紹介するとともに、ストーマ造設者の経済的負担の実情や、毎日の排泄を支える生活必需品が適切に利用できる環境整備の促進、排泄管理支援用具の基準額見直しを要望
2月	吹田市障がい者福祉年金廃止の通知文を受給対象者に周知 多かった問い合わせ内容：当該年金は日常生活用具（排泄管理支援用具）の差額の自己負担に使用していたため、負担が増える

令和6年度（2024年度）

4月以降	日常生活用具（排泄管理支援用具）の申請時における利用者からの意見 ・価格が上がって自己負担が増えている （申請書の提出時期である4月は10件以上）
5月	障がい者団体から要望書提出 ・物価高騰の中、日常生活用具の購入額が基準額を上回り、その差額が当事者負担となって生活を圧迫している
7月	第1回北摂地区身体障害者福祉担当者連絡協議会 ・紙おむつ、ストーマ装具の基準額拡充予定の調査 結果：2市で検討中
8月	「日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具に関する要望書」提出 ：公益社団法人 日本オストミー協会（ストーマ造設者（人工肛門保有者）等により組織） 主旨：令和5年度（2023年度）と同じ
9～10月	日常生活用具（紙おむつ、ストーマ装具）の取扱い事業者のうち、購入者が多い4事業所から1名あたりの購入額等のデータの提供を受け、実勢価格と基準額との乖離等を調査 結果： ・紙おむつは、基準額を超えて自己負担が発生している人が9割程度 ・ストーマ装具は、基準額を超えて自己負担が発生している人が5割程度
2月	令和7年度（2025年度）当初予算案において、拡充を提案

4 ステップアップ手話講座の追加【拡充】

令和6年度（2024年度）

8月	第2回手話言語等促進条例作業部会 ・障がい当事者や支援団体からの意見 病院の受診時でも対応できる、高度な専門性を持った手話通訳者が足りていない
10～11月	吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針骨子案のパブリックコメントを実施 ・手話講習会関連の意見 22件 うち よりレベルの高い上級の講座を設けてほしいという意見 6件
12月	令和6年度（2024年度）の会話コース受講者（24人）にアンケート調査を実施 (1) 現在の会話コースよりも高いレベルの講座を受講したいと思うか 思う：6人 思わない：0人 (2) 機会があれば大阪府手話通訳者を目指そうと思うか 思う：2人 思わない：0人 わからない：4人
2月	令和7年度（2025年度）当初予算案において、拡充を提案

手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針に基づく各室課での現時点での取組と今後の計画

1. 現時点での取組

6 ページから10ページ参照。

2. 今後の計画

(1) 全庁横断的に速やかに実施するもの

●推進方針1 手話への理解促進及び普及

項目	取組内容
ア 「手話であいさつ」の取組の推進	全職員が「こんにちは」「ありがとう」「よろしくお願いします」の三つの手話を習得する。(指定管理者、委託事業者にも対応を求める)
イ 聴覚障がい者への適切な接遇の徹底	全職員が、手話を言語とする聴覚障がい者に対応する際、安心して手続きや相談を行っていただけるよう適切に接遇を行う。

●推進方針2 コミュニケーション手段にかかる環境の整備

項目	取組内容
ア 手話通訳者、要約筆記者等の手配	イベントを実施するときや会議を開催するとき、必要に応じ手話通訳者や要約筆記者の手配について、準備段階から検討する。
イ 耳マーク設置の徹底	市窓口のわかりやすい場所に、耳マークを設置し、必要に応じて筆談で対応する。
ウ 視認性の高い文書の作成	市民への通知文等の作成にあたり、UDフォントを使用する。
エ 多様な媒体での情報発信	市政に関する情報を発信する際、ホームページやSNSでも必ず周知する。(紙媒体だけではなく、多様な媒体を用いて広く周知する。)

(2) 優先順位をつけて実施するもの

●推進方針1 手話への理解促進及び普及

項目	取組内容	期限
ア 市報やポスターでの手話の普及、啓発	市報すいたへの手話特集の掲載(令和7年(2025年)3月号で実施)や、公共施設へのポスターの掲示などにより手話の普及、啓発を図る。	令和7年3月(2025年)
イ 手話サロン、手話サークルなどの情報収集や紹介、活動促進への協力	手話講習会を修了された方の継続的な学びの場や手話に触れる機会の場として、手話サロンや手話サークルの情報を収集し、情報提供を行う。また、団体が活動しやすいような環境づくりに努める。	令和7年12月(2025年)

(1)

●推進方針2 コミュニケーション手段にかかる環境の整備

	項目	取組内容	期限
ア	市のイベントや会議開催時に検討すべきコミュニケーション支援のチェックリスト化	市のイベントや会議開催時に、聴覚障がい者や視覚障がい者などへの必要な支援をあらかじめチェックリスト化して共有することで、庁内での統一的な運用を図る。	令和7年3月(2025年)
イ	災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知	災害時の情報伝達手段や避難所での支援体制を整備し、周知することで、障がい者が災害時にも安心して避難所を利用できるようにする。	令和7年12月(2025年)
ウ	市窓口にコミュニケーション支援ボードを設置	イラスト等を指差しすることで意思疎通を図るコミュニケーション支援ボードを市の窓口に設置し、障がい者の情報取得とコミュニケーションの充実を図る。	令和7年12月(2025年)
エ	指定管理者及び市の委託事業者における必要なコミュニケーション手段の確保	指定管理者や委託事業者も、市と同様に多様なコミュニケーション手段を整備するよう働きかけを行う。	令和7年12月(2025年)
オ	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用の検討	音声を文字化する機器の導入や、遠隔手話のさらなる活用など、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実を図る。	令和8年8月(2026年)
カ	事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援の検討	市での取組事例の紹介や啓発を行うなど、事業者等による多様なコミュニケーション手段の確保が進むような支援を検討する。	令和8年8月(2026年)

●推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

	項目	取組内容	期限
ア	手話通訳者が配置されている医療機関リスト等の提供	手話通訳者が配置されている医療機関をリスト化して市公式ウェブサイトにも公開するなど、医療機関における専門的な手話通訳者を必要とする方への情報提供に努める。	令和7年3月(2025年)
イ	よりレベルの高い市民向け手話講座の開催	現行の手話講習会とは別に、さらにスキルアップを目指すための講座を新たに創設するなど、より専門性の高いコミュニケーション支援者の育成に向けた取組を進める。(スキルアップを目指す講座については令和7年(2025年)11月から開始予定)	令和8年8月(2025年)
ウ	遠隔手話などICT技術の活用	民間事業者が提供する遠隔手話サービスを利用するなどICT技術を活用して、専門的な手話通訳者の確保に努める。	令和7年12月(2025年)

3. 今後検討する取組

※障がい者支援プランとも整合性を持ちながら必要性を含めて検討する

●推進方針2 コミュニケーション手段にかかる環境の整備

	項目	取組内容	期限
ア	手話通訳者の派遣の拡充	手話通訳者の派遣について、これまで以上に幅広く派遣依頼への対応が可能となるよう体制の強化を検討する。	令和8年8月(2026年)
イ	手話通訳者の登録制度の創設	市独自の手話通訳者の登録制度を創設することを検討する。	令和8年8月(2026年)

(2)

吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を
促進する条例施策推進方針

令和6年（2024年）12月

吹 田 市

はじめに

本市では、令和５年（２０２３年）１２月から「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」（以下「条例」という。）を施行しています。

本条例は手話が言語であることの理解の促進及び普及を図るとともに、手話だけではなく、障がい者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を広く促進していくことを目的としています。

また、基本理念として、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるとの認識を持つことと、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行うことと定めています。

この基本理念に基づき、「市の責務」「市民の役割」「事業者の役割」を明らかにするとともに、市、市民、事業者の３者が協力して、障がい者の情報取得や、コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

そして、条例の理念を実現するため、条例第８条第１項に基づき、手話への理解の促進と普及や障がい者のコミュニケーション手段の円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための推進方針を策定します。

第1 推進方針

条例第8条により、市が施策を推進するための方針は以下の3点とします。

1 手話への理解の促進及び普及

手話が言語であるという理解を広めるとともに、多くの人に手話に関心を持ってもらえるよう、手話を学ぶ機会の提供や啓発を行い、手話によるコミュニケーションを取りやすい環境づくりを進めます。

2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備

障がい者が生活に必要な情報の取得や日常生活でのコミュニケーションにおいて困ることがないように、手話、音訳、要約筆記、点字など障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用意し、選択して利用できるようにします。

3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

障がい者が必要なときに、必要なコミュニケーション支援が受けられるよう、手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員などのコミュニケーション支援者の育成及び確保を進めます。

第2 現状と課題

1 現状

コミュニケーションを取るときに求める支援について

- ・視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話す」が最も多く、「点字」は14.3%です。
- ・聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話す」が最も多く、「手話」は29.6%、「文字」は42.3%です。

※第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート結果より（令和5年（2023年）実施・対象2,000人）

2 主な課題

- ・手話の普及・啓発について、市としてこれまで一定の取組は行っていますが、対象者や時期が限定的であり、幅広い周知や継続的な取組が必要です。
- ・手話だけではなく、音訳、要約筆記、点字など、障がいの特性により、必要なコミュニケーション手段が多様であるという理解を広め、コミュニケーション手段を整備していく必要があります。
- ・窓口やイベント等での障がい者へのコミュニケーション支援については、市の各部局で対応にばらつきがあり、統一的な対応をしていく必要があります。
- ・病院を受診する際に診察に付き添ってコミュニケーション支援を行うことができるなど、専門性の高いコミュニケーション支援ができる者が不足しており、その育成及び確保をしていく必要があります。

第3 目標

1 手話への理解の促進と普及

誰もが手話が言語であるという認識をもつとともに、手話に親しみを持てるようにします。
また、手話を使う人が安心して手話でのコミュニケーションがとれるようにします。

2 障がい者の情報取得及び障がいの有無に関わらず全ての人の円滑なコミュニケーションの推進

市は多様なコミュニケーション手段を用意し、生活に必要な情報の取得や日常生活でのコミュニケーションにおいて誰もが困ることがないようにします。

第4 方向性・到達点・主な取組

●推進方針1 手話への理解の促進及び普及

(1)方向性	手話が言語であることについて理解を広め、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話が使えよう、学ぶ機会を提供します。また、意思疎通手段の一つとして安心して手話を使える環境をつくります。
(2)到達点	あいさつ程度の簡単な手話を身に付けるなど、誰もが手話に親しみ、コミュニケーションをとりやすいまちにします。

(3)主な取組

【既に実施中で、今後さらに進めていく取組】

1	市民向けの手話講座	基礎的な手話技能を身に付けた方を養成するとともに、聴覚障がい者に対する理解と関心を深めることを目的として、毎年手話講習会を開催しています。今後、定員を増やすなどの対応を検討していきます。
2	動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信	吹田市イメージキャラクターすいたんと職員による手話啓発動画を令和6年（2024年）2月から継続的に配信しています。今後は、より多くの方に視聴いただけるよう、コンテンツを工夫していきます。
3	市職員向け手話研修の実施	市職員が市民への対応などで手話を活用できるよう、新規採用職員や窓口職場の職員を対象とした手話研修を実施しています。今後は、対面研修に加え、新たに動画研修を実施するなど、職員が手話を学ぶ機会を増やします。
4	市内大学の手話サークルと連携した取組	大学の手話サークルと連携してイベントステージでの手話の普及・啓発などを行っています。今後は、大学生の新しい視点やアイデアも取り入れ、取組を広げていきます。

【一部実施している取組】

1	市報やパンフレット・ポスターを用いた啓発	条例の施行に合わせて、パンフレットとポスターを作成しています。パンフレットは市内の小・中学校や大学等へ配付し、ポスターは公共施設への掲示の他、阪急電車内にも掲示しました。今後は、市報に手話に関する記事を掲載するなど、より幅広い啓発に努めます。
2	公共施設のデジタルサイネージ等を活用した、手話への理解促進	本庁舎のデジタルサイネージを活用して、条例施行の周知を行いました。今後は、他の公共施設に設置しているものも含め、デジタルサイネージを活用した啓発に努めます。
3	学校や未就学施設における子供が手話に接する機会の提供	学校や未就学施設において手話への理解を促進するため、授業や保育の中で子供が手話に接する機会の提供に努めています。今後、それぞれの学校や施設での実態把握に努め、取組の広がりを支援します。

【今後検討する取組】

1	手話サロン、手話サークルなどの情報収集や紹介、活動促進への協力	手話講習会を修了された方の継続的な学びの場や手話に触れる機会の場として、手話サロンや手話サークルの情報を収集し、情報提供を行います。また、団体が活動しやすいような環境づくりに努めます。
---	---------------------------------	--

●推進方針2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備

(1)方向性	障がい者が情報取得やコミュニケーションで困ることがないように、何らかの手段を用意し、また用意していることを広く周知することで、安心して利用できる環境を整備します。
(2)到達点	障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるまちにします。

(3) 主な取組

【既に実施中で、今後さらに進めていく取組】

1	市窓口で筆談可能であることを示す掲示物の設置及び筆談マニュアルの常備	聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表す「耳マーク」を市の各窓口に設置しています。また、筆談のコツをまとめたマニュアルを職員向けに作成しています。今後、各窓口において、耳マークを分かりやすい場所へ設置するとともに、筆談マニュアルの常備を徹底します。
2	市窓口到手話通訳者を配置又は必要に応じ手配	市役所本庁舎及び総合福祉会館に手話通訳者を配置し、手話が必要な方が市の窓口に来られた際の手話通訳を行っています。

3	社会的用務の際に手話通訳者及び要約筆記者を派遣	公共機関での各種手続き、医療機関の受診など社会的用務での外出において必要が生じた場合に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。今後は、これまで以上に幅広く派遣依頼への対応が可能となるよう体制強化を検討します。
4	遠隔手話通訳サービス	手話通訳者の派遣が困難な場合に、タブレットやスマートフォン等のビデオ通話機能を利用して遠隔で手話通訳を行っています。
5	NET 119の実施	聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方に、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を用いて、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるサービスを実施しています。今後、機会を捉えて広報活動を実施します。
6	点訳版、音訳版の市広報誌の発行	視覚障がい者向けに「点字版市報すいた」と、CD（音楽用CD版・デジター版）で聞く「声の市報すいた」を作成し、希望者に配付しています。
7	市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示	聴覚障がい者が市政に関する情報を速やかに取得できるよう、市が発信する動画や市議会本会議放映システムに字幕をつけています。
8	市立図書館での対面朗読の実施、点訳・音訳図書の製作・貸出	視覚障がい者への支援として、対面朗読の実施や、点訳・音訳図書を製作して、貸出を行っています。
9	市公式ウェブサイトのリニューアルに伴うウェブアクセシビリティの向上	令和4年（2022年）10月に、年齢や障がいの有無に関係なく誰でも利用しやすいよう、市公式ウェブサイトをリニューアルしました。

【一部実施している取組】

1	市のイベント・会議開催時に手話通訳者や要約筆記者を必要に応じ手配	市が主催するイベントや会議において、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置しています。今後は、イベント・会議を開催するにあたって、障がい者への必要な配慮を整理し、庁内での意識の統一を図っていきます。
2	市窓口での筆談ボードの配備	市の窓口筆談ボードを配備し、筆談対応を実施しています。今後は、全ての窓口への筆談ボードの配備を進めていきます。
3	市のイベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置	市が主催するイベントで必要に応じて筆談対応が可能なことを示す「耳マーク」や「筆談マーク」の設置をしています。今後は、開催するイベントごとに設置の検討をするよう統一を図っていきます。
4	災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知	災害時の情報伝達手段や避難所での支援体制を整備し、周知することで、障がい者が災害時にも安心して避難所を利用できるようにします。

5	より視認性を高めるため、市からの通知文書等の UD フォント使用の統一	市からの通知文書などには、誰にとっても見やすく、読みやすい UD フォント（ユニバーサルデザインフォント）を統一的に使用し、正しく情報が伝わるよう努めます。
6	市の発行物等におけるやさしい日本語の使用	市の発行物等にはやさしい日本語を使用することで、分かりやすく、伝わりやすい表現に努めます。

【今後検討する取組】

1	イラスト等を指さしするコミュニケーション支援ボードの市窓口への設置	イラスト等を指差しすることで意思疎通を図るコミュニケーション支援ボードを市の窓口に設置し、障がい者の情報取得とコミュニケーションの充実を図ります。
2	音声を文字化する ICT や AI などのデジタル技術の活用	ICT や AI などのデジタル技術が急速に普及している現状を踏まえ、音声を文字化する機器の導入や、遠隔手話のさらなる活用など、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実を図ります。
3	事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援	市での取組事例の紹介や啓発を行い、事業者等による多様なコミュニケーション手段の確保が進むように支援します。
4	市のイベントや会議開催時の必要な支援のチェックリスト化	市のイベントや会議開催時に、聴覚障がい者や視覚障がい者などへの必要な支援をあらかじめチェックリスト化して共有することで、庁内での統一的な運用を図ります。
5	指定管理者及び市の委託事業者における必要なコミュニケーション手段の確保	指定管理者や委託事業者も、市と同様に多様なコミュニケーション手段を整備するよう働きかけを行います。また、指定管理者や民間企業へ委託する際には、視覚障がい者や聴覚障がい者へ必要な対応をするよう、ガイドライン化することや、必要な予算の計上を検討します。

●推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

(1)方向性	市民が手話をはじめとしたコミュニケーション技術の習得を目指すことができる環境を整備し、技術を持った人材の育成を継続的に進めていきます。
(2)到達点	障がい者が必要に応じて、専門的なコミュニケーション支援を受けられるまにします。

※コミュニケーション支援者

：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員など

(3) 主な取組

【既に実施中で、今後さらに進めていく取組】

1	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修	病院での手話通訳など、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者を養成するための講座を、大阪府と府内中核市が共同で開催しています。
---	-----------------------	--

2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣	公共機関での各種手続きや医療機関の受診など社会的用務に限り、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者を派遣しています。
---	---------------------	---

【今後検討する取組】

1	よりレベルの高い市民向け手話講座の開催	現行の手話講習会とは別に、さらにスキルアップを目指すための講座を新たに創設するなど、より専門性の高いコミュニケーション支援者の育成に向けた取組を進めていきます。
2	手話通訳者が配置されている医療機関リスト等の提供	手話通訳者が配置されている医療機関をリスト化して市公式ウェブサイト公開するなど、医療機関における専門的な手話通訳者を必要とする方への情報提供に努めます。
3	遠隔手話など ICT 技術の活用	民間事業者が提供する遠隔手話サービスを利用するなど ICT 技術を活用して、専門的な手話通訳者の確保に努めます。

第5 推進体制

1 進捗状況の確認

推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、全室課に年1回照会を行い、進捗状況を確認します。

2 進捗確認を行う会議体

1で確認した進捗状況を、市長をトップとする「吹田市障がい者福祉事業推進本部」及び「吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会（以下、専門分科会）」に報告します。

また、専門分科会に設置した作業部会において、障がい当事者や有識者からの意見を踏まえて本方針を策定しました。今後の進捗確認においても作業部会を毎年開催し、意見をいただきながら施策を着実に進めていきます。

3 方針の見直し

障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。

重層的支援体制整備事業に組み込まれる事業一覧(重層的支援体制整備事業交付金対象事業)

※社会福祉法第106条の4第2項の各号に規定されるもの

	※根拠	小事業名	事業概要等		室課名
1	第3号	地域福祉活動推進事業 (重層)	地域福祉推進活動補助	市内33地区において、地域住民のつながりづくりを目的として、世代間交流やサロン等、様々な援助活動を実施。	福祉総務室
2	第2号 第4号 第5号 第6号	地域福祉活動推進事業 (重層)	重層的支援体制整備	重層支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等を配置し、複雑化・複合化した課題のある方への支援を行う。また、支援機関や地域住民とのつながりの中から対象者を発見するアウトリーチャ、対象者を地域につなぐ参加支援を行う。	
3	第1号	生活困窮者自立支援事業 (重層)	生活困窮者自立相談支援	生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援等を実施。主任相談支援員1名、相談支援員4名、就労支援員1名を配置。ホームレス巡回相談指導業務を府内自治体で広域実施(大阪市を除く)。	
4	第1号	包括的支援事業(重層)	包括的支援	高齢者やその家族、関係機関からの多様な相談に対応する事業。	生活福祉室
5	第1号	包括的支援事業(重層)	委託型地域包括支援センター運営	地域における高齢者及びその介護者の相談に対応する委託型地域包括支援センターを運営するための事業。	
6	第1号	包括的支援事業(重層)	地域包括支援センター運営協議会運営	地域包括支援センター運営協議会を運営する事業。	
7	第1号	千里ニュータウンプラザ管理事業(地域包括支援センター・重層)	千里ニュータウンプラザ施設管理	千里ニュータウンプラザ内の委託型地域包括支援センターである桃山台・竹見台地域包括支援センターの維持管理経費を支払う事業。	高齢福祉室
8	第3号	生活支援体制整備事業 (重層)	生活支援体制整備	高齢者の日常生活における多様なニーズに対応した生活支援サービスを提供するための体制整備を進める事業。	
9	第3号	地域介護予防活動支援事業 (重層)	住民主体の介護予防活動支援	介護予防活動を地域に展開するため、いきいき百歳体操を推進し、住民主体の通いの場の活動等を支援する事業。	
10	第3号	地域介護予防活動支援事業 (重層)	介護支援サポーター	高齢者が行う介護支援サポーター活動に対し、活動時間に応じてポイントを付与する事業。	
11	第3号	通い・集いの場介護予防事業(重層)	街かどデイハウス介護予防	日常生活上の支援が必要な人や介護予防を必要とするおおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活支援や介護予防を実施する団体等に対し運営費等を補助する事業。	
12	第3号	通い・集いの場介護予防事業(重層)	ふれあい交流サロン介護予防	高齢者から乳幼児までの市民が気軽に利用できる世代間交流の場と、高齢者の閉じこもり対策事業の実施拠点となる、ふれあい交流サロンを運営する団体に運営費等を補助する事業。	

(1)

重層的支援体制整備事業に組み込まれる事業一覧(重層的支援体制整備事業交付金対象事業)

※社会福祉法第106条の4第2項の各号に規定されるもの

	※根拠	小事業名	事業概要等		室課名
13	第1号	障害者基幹相談支援センター事業	障害者基幹相談支援センター運営	基幹相談支援センターを直営で実施。保健師、精神保健福祉士の他、社会福祉士事によるケースワーカーを配置し、地域の相談支援体制の強化の取組や地域移行・定着の促進等を実施。	障がい福祉室
14	第3号	障害者社会参加促進事業(重層)	地域活動支援センター機能強化	障がい者に対する日常生活支援、相談、機能訓練、社会適応訓練、創作活動、生産活動の機会の提供等、障がい者の地域生活の支援の促進を図ることを目的とした事業。	
15	第3号	子育て広場助成事業(重層)	子育て広場助成	乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流し、子育ての喜びや楽しみを共有できる「子育て広場」を行う団体に対して助成。	子育て政策室
16	第3号	私立保育所等地域子育て支援拠点事業(重層)	私立保育所等地域子育て支援拠点	保育所等において、親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習会の実施。	
17	第1号	子育て支援コンシェルジュ事業(重層)	子育て支援コンシェルジュ	子供及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施。	のびのび子育てプラザ
18	第3号	のびのび子育てプラザ子育て支援事業(重層)	のびのび子育てプラザ運営	親子教室・育児教室の開催、講演・講座等の開催、子育て情報の提供、子育てサークル活動の支援、多胎児家庭や転入家庭への支援、ボランティアの育成支援を実施。	

重層的支援体制整備事業に組み込まれる事業一覧(重層的支援体制整備事業交付金対象事業)

※社会福祉法第106条の4第2項の各号に規定されるもの

	※根拠	小事業名	事業概要等		室課名
19	第1号	特定型子育て支援コンシェルジュ事業(重層)	特定型子育て支援コンシェルジュ	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として、多様な教育・保育施設や事業に対する保護者の選択・利用について相談専門職員による利用支援を実施。	保育幼稚園室
20	第1号	公立保育所地域子育て支援センター事業(重層)／公立幼児保連携型認定こども園所地域子育て支援センター事業(重層)	地域子育て支援センター運営	虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、地域子育て相談機関を公立保育園と公立幼児保連携型認定こども園に設置し、相談支援や子育て世帯に対する情報発信、関係機関との連携等を行う。	
21	第3号	公立保育所地域子育て支援センター事業(重層)	公立保育所地域子育て支援センター運営	公立保育所2施設において、親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習会の実施。	
22	第1号	妊娠・出産包括支援事業(重層)	妊婦等包括相談支援すいた助産師相談窓口	妊娠・出産・乳幼児等の育児に関する相談支援を行い、関係機関と連携し、必要とされるサービスや支援につなぐ。	
23	第1号	家庭児童相談事業(重層)	利用者支援(こども家庭センター型)	妊娠期から子育て期にわたる家庭児童相談(ヤングケアラーに関する相談も含む)について、社会福祉士等の専門の相談員が対応。必要とされるサービスへのつながり、関係機関との連携を行うなど相談支援体制を構築。	
					すこやか親子室
					家庭児童相談室

(注) 第1号は相談支援、第2号は参加支援、第3号は地域づくりに向けた支援、第4号はアウトリーチ等を通じた継続的支援

第5号は多機関協働、第6号は支援プランの作成

(注) 13の障害者基幹相談支援センター事業における基礎部分は交付税措置により実施

市が一時的な施設入所を手配した件数及び毎回入所調整が難航する詳細な内容

1 一時的な施設入所を手配した件数

年度	施設入所を手配した件数
令和 3 年度（2021 年度）	2 件
令和 4 年度（2022 年度）	2 件
令和 5 年度（2023 年度）	5 件
令和 6 年度（2024 年度）※	5 件

※令和 7 年（2025 年）2 月 20 日までの件数

2 毎回入所調整が難航する詳細な内容

- ・ 予定利用者で満床であり、受け入れられない。（年末年始や連休時は特に空きがない。）
- ・ 認知症の程度や健康状態、性格、行動特性についての情報が乏しいため、ケアの負担が大きい。
- ・ 緊急受け入れに要する施設職員の確保について、至急の調整が困難。
- ・ 年齢や家族、経済状態、要介護度の情報がないため、受け入れにかかる費用の回収について見通しが不十分で不安が大きい。
- ・ 感染症への対策のため、個室を準備したいが空きがない。

福祉人材確保事業の拡充内容

1 拡充の内容

介護人材の定着等に資する既存事業を継続しつつ、介護人材向けの研修を企画・実施することにより質の向上につなげるものです。

2 事業の概要

事業名称	令和7年度（2025年度）		令和6年度（2024年度）	
	当初予算額 （円）	事業詳細	当初予算額 （円）	事業詳細
高齢者施策推進事業	2,737,952	右記①及び②の事業を一本化し、介護人材の定着等に資する支援をワンストップで行おうとするもの。また、一本化することにより生み出される財源で介護人材向けの研修を企画・実施するもの。	2,737,952	
			①1,245,200	①吹田市域に所在する介護保険サービス事業所等に対する処遇改善加算の取得等に関する相談支援 【オンライン研修】1回 【専門家による個別相談】4回（21事業者分）
			②1,492,752	②吹田市域に所在する介護保険サービス事業所等に対する人材確保、育成及び定着に関する相談支援 【オンライン研修】1回 【専門家による個別相談】2回（20事業者分）

国立健康・栄養研究所との連携による健康的で持続可能な食環境づくりの内容

1 事業の内容

(1) 概要

本市では、健康すいた 21（第 3 次）において、「おいしく楽しく、バランスよく食べる」「食べることを大切にする意識をもつ」の 2 つの目標を掲げ、行政、地域団体等が連携しながら様々な取組を進めてきましたが、従来の啓発的な取組だけでは、食に関心が低い層に情報が届かないことから、すべての人が、意識せず、自然に健康になれる食環境モデルの構築や持続可能で健康的な食事を実現するための環境づくりを目指し、令和 7 年度（2025 年度）からの 3 年間、本市と国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）が連携して取り組むものです。

(2) 実施内容

ア 自然に健康的な食事を実現する食環境づくり

食に関心が低い、又は関心はあるが、仕事や子育てで多忙な学生や就労世代が健康的な食を自然と選択できる環境整備を図るため、大学や事業所の食堂等の特定給食施設を対象に、健栄研が開発予定の栄養評価法（日本版栄養プロファイルモデル）に基づいたメニューの提供やナッジ※¹を活用した環境づくりに関する吹田市版のガイドブックを作成します。

イ 環境に配慮した食事レシピの開発

健康だけでなく、環境に配慮したおいしい食事レシピを開発し、家庭でも気軽に取り入れられるように普及、啓発を行うことで、食べることを大切にする意識を育て、持続可能で健康的な食事の実現を図ります。

※ 1 ナッジ…行動経済学に基づく手法の 1 つであり、人々がより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法。

2 今後の予定

令和 7 年度（2025 年度）	健栄研等との意見交換
令和 8 年度（2026 年度）	特定給食施設での実践とガイドブックの作成 食事レシピの開発
令和 9 年度（2027 年度）	ガイドブックを活用した指導 食事レシピの普及、啓発

令和 7 年度（2025 年度）高齢者带状疱疹ワクチン定期接種の詳細について

1 事業の内容

接種時期	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 31 日
対象者	・ 65 歳の者 ・ 60 歳以上 65 歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい（身体障がい者手帳 1 級相当）を有する者 ※65 歳を超える者については、5 歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100 歳）を対象とする 5 年間の経過措置を設ける。100 歳以上の者については、令和 7 年度（2025 年度）に限り全員を対象とする。
対象見込み人数	約 21,000 人
接種見込み人数	約 5,000 人
使用するワクチン	・ 乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）… 1 回接種 ・ 乾燥組換え带状疱疹ワクチン（組換えワクチン）… 2 回接種
1 回あたりの自己負担額	・ 生ワクチン 4,500 円 ・ 組換えワクチン 11,000 円 ※市民税非課税世帯または生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は自己負担免除。
接種の方法	・ 市から発送される個別案内ハガキを接種協力医療機関に持参。 ・ 医療機関に設置の予診票に記入し、ハガキと予診票をセットで提出したうえで接種。（自己負担免除対象者は免除用の予診票が必要。）
市外での接種	・ 北摂近隣市町（豊中市、池田市、箕面市、摂津市、能勢町、豊能町）と覚書を締結し、市民の予防接種依頼状及び償還払いの申請手続きを不要とする。 ・ 上記、覚書締結市町以外の自治体（大阪市など）で接種した場合は償還払いでの対応。

2 今後の予定

令和 7 年（2025 年）3 月	・ 定期接種化に関する周知（市報、ホームページ等）
4 月	・ 高齢者带状疱疹ワクチン定期接種開始（個別案内ハガキの発送前までは、接種希望者は市に申請が必要。）
6 月	・ 定期接種対象者に対する個別案内ハガキの通知

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の返還の内訳が分かる資料

1 令和5年度（2023年度）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金

(1)目的

接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とした費用

(2)対象経費

人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、予防接種事故発生調査費等

(単位：円)

事業区分	国庫補助金決定額 (A)	国庫補助金受入額 (B)	国庫補助金返還額 (B) - (A)
接種体制確保事業	298,090,000	363,068,000	64,978,000
予防接種事故発生調査費	348,000	358,000	10,000
合計	298,438,000	363,426,000	64,988,000

2 令和5年度（2023年度）新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金

(1)目的

接種を実施することを目的とした費用

(2)対象経費

接種に係る医療機関への接種委託料

(単位：円)

事業区分	国庫負担金決定額 (A)	国庫負担金受入額 (B)	国庫負担金返還額 (B) - (A)
接種対策費負担金	340,148,776	464,332,429	124,183,653
合計	340,148,776	464,332,429	124,183,653

